

令和 6 年 1 1 月 1 2 日
みどり 3 3 推進担当部
公 園 緑 地 課

議会の委任による専決処分の報告
(自動車損傷事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和 6 年 1 月 2 3 日 (火) 午前 9 時 5 分頃
(天候 : 晴れ)
- (2) 発生場所 世田谷区内
- (3) 事故内容 相手方 (以下「乙」という) が所有する車両を運転していた乙の配偶者が、パーキングメーターを利用しようと車両を道路の左に寄せたところ、車道側に 5 0 センチ程度伸びた世田谷区 (以下「甲」という) が管理する植栽と接触し、乙の所有する車両の左側面を損傷した。
- (4) 相手方等 別紙のとおり
- (5) 過失の割合 甲 7 割 ・ 乙 3 割

2 損害賠償額

2 6 , 3 3 4 円
(特別区自治体総合賠償保険より全額補填される。)

3 専決処分日

令和 6 年 1 0 月 3 1 日